

特定非営利活動法人ウエストねっと 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ウエストねっとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市西区立売堀4-6-16 正福寺内 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪市西区を中心とする地域に対して、地域福祉に関する事業を行い、高齢者世帯をはじめとした地域の方々のお困りごと解決の見守り機能としての居場所づくりを推進し、地域住民それぞれが生きがいをもって充実かつ安心した人生を送ることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域支援事業
 - ② 生活支援サービス
 - ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況であると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと

により、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 須原悦子

副代表 北村美知子

理事 根津明美

監事 信達和典

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0円
年会費 一口5,000円

(2) 賛助会員 入会金 0円
年会費 一口5,000円(個人)
一口20,000円(団体)

7 生活支援サービスにかかる細則については、理事会の議決を経て別途定めるものとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 ウエストねっと

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	す はら えつ こ 須 原 悦 子		無
理事	きた むら み ち こ 北 村 美 知 子		無
理事	ね つ あけ み 根 津 明 美		無
理事			
理事			
監事	しん だち かず のり 信 達 和 典		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人ウエストねっと

設立代表者 須原悦子

1 趣旨

我が国は、急速な高齢化にともない平成12年4月に介護保険制度が施行され、介護の社会化が進められてきました。しかしながら、日常生活における生活支援については、制度上介護認定等を受けた本人以外への支援が制限されるなど現場の支援にとって「支援したくても支援できない」という課題が生じています。

また、介護保険制度の対象に限らず、高齢者のひとり暮らしの方は年々増加しており、特に本法人が拠点とする大阪市西区周辺においても、その傾向は顕著です。

今後の生活支援は、「地域包括システム」の考え方のもと、地域に委ねられる役割がさらに大きくなり、その受け皿として地域包括支援センター、民間団体、企業、地域のNPO法人等が重要な役割を担うことが求められています。

このような状況を踏まえ、私たちは地域の実状に即した支援を行うため、とりわけ大阪市西区を拠点として「生活支援」「ネットワークづくり」「ご縁づくり」を柱とした活動を展開していきたいと考えています。

具体的には、買い物・通院の付き添い、家事支援など日常生活上軽度な支援サービスや見守り活動等を通じて人と人のつながりを育み、孤独感を抱くことなく、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを目指します。併せて健康な時期から地域とのかかわり持つことができる仕組みを構築していきます。

さらに年齢や立場を問わず多くの方にボランティアとしてかかわっていただき、活動を通じて「やりがい」「使命感」を感じられる場を提供するとともに、退職後のセカンドキャリアとして地域活動に参画していただくことも期待しています。また支援を受ける側とっても、安心して任せられる関係性を築くことを大切にします。

本法人は、「福祉」「医療」「介護」「教育」「保育」「地域活性化」の分野において長年の経験と知識を有するものが発起人となり設立に至りました。既存の行政施策や民間のサービスでは十分に対応しきれていない地域の課題に対し、その隙間を補完する形で支援を行い、関係機関との連携を促進しながら、多くの会員・利用者に寄り添う活動を行っていきます。

地域の皆さまに本法人の活動を広く周知し、参画・協力を得ることで、地域単位で支え合う仕組みを構築するとともに、福祉・医療・介護関係機関等からの信頼を得て、より密接な連携を図ることを目的として、特定非営利活動法人ウエストねっとを設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

近年、高齢化の進行や単身世帯の増加に伴い、日常生活における見守りや軽度な生活支援サービス、孤立防止のための居場所づくりなど、地域に根差した支援の必要性が一層高まっています。特に大阪市西区周辺においては、高齢者のひとり暮らしの方から既存の制度やサービスだけでは対応が難しい生活上の困りごとに関する相談が増加している状況にあります。

こうした中、福祉・医療・介護・教育・保育・地域活動等に携わってきた有志が、各自の活動や業務を通じて地域の課題を共有し、制度の狭間にあるニーズに対して、より柔軟で継続的な支援の仕組みが必要であるとの認識を持つようになりました。

その後、地域住民や関係者との意見交換や情報収集を重ねる中で、個人や任意団体としての活動には限界があり、地域内外の関係機関と連携しながら、安定的かつ公益的な活動を行うためには、法人格を有する組織の設立が不可欠であるとの結論に至りました。

そこで地域に密着した生活支援や交流の場づくり、ネットワーク形成を目的とした事業内容について検討を進めるとともに、活動の公益性や継続性を確保する観点から、目的および事業内容を定款に明文化し、社員総会及び理事会による組織的な意思決定体制を整えることにしました。また事業報告および会計報告の公開を通じて透明性と説明責任を担保し、特定の個人に依存しない持続可能な運営基盤を構築するため特定非営利活動法人として設立することを決定しました。

令和7年8月26日 発起人会開催

令和8年1月27日 設立総会開催

初年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ウエストねっと

I 事業の実施方針

本法人は地域に暮らす高齢者や支援を必要とする居住者に対し、日常生活における困りごとの解消及び地域に支えあいの仕組みづくりを目的として実施する。

行政サービスや既存制度では対応困難な軽度かつ短時間の支援を中心に地域に根差した柔軟な活動を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 地域・生活支援事業（定款第5条①②）

- 【内 容】** 高齢者やひとり暮らし世帯を対象に、買い物・通院付き添い・家事支援・見守りなど日常生活上の軽度な支援サービス、また終活講座・相談の実施により将来への不安を共有し、専門分野の機関と連携しつなげるサービスを行う
- 【実施場所】** 大阪市西区を中心とした近隣地域
- 【実施日時】** 10:00～16:00 の希望時間（ただし最高2時間まで）
- 【事業の対象者】** 地域に居住する高齢者・ひとり暮らし世帯、支援を必要とする居住者
- 【収 益】** 470 千円（生活支援サービス料47,000円×10ヶ月）
- 【費 用】** 1416 千円（ボランティア報酬47,000円×10ヶ月＋事業従事職員給与57,600円×10ヶ月＋会議費30,000円＋通信運搬費30,000円＋事務費30,000円＋消耗品費30,000円＋家賃20,000円×10ヶ月＋水道光熱費5,000円×10ヶ月）

<補足>

本法人は、設立初年度にあたり、生活支援サービスを安定的に実施するための体制整備、利用者および関係機関への周知、受付・調整・記録等の事務体制の構築を優先して行うこととしている。

このため、事業収入が十分に安定する前段階において、人件費や事務費等の必要経費が先行することを想定しており、初年度においては一時的に収支が均衡しない可能性がある。

尚、本事業は営利を目的とするのではなく、事業の質および安全性を確保しつつ、中長期的な視点で継続的な運営を行うことを目的としている。

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ウエストねっと

I 事業の実施方針

設立2年目となり、引き続き地域に暮らす高齢者や支援を必要とする居住者に対し、日常生活における困りごとの解消及び地域に支えあいの仕組みづくりを目的として実施する。

行政サービスや既存制度では対応困難な軽度かつ短時間の支援を中心に地域に根差した柔軟な活動を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 地域・生活支援事業（定款第5条①②）

【内 容】 高齢者やひとり暮らし世帯を対象に、買い物・通院付き添い・家事支援・見守りなど日常生活上の軽度な支援サービス、また終活講座・相談の実施により将来への不安を共有し、専門分野の機関と連携しつなげるサービスを行う

【実施場所】 大阪市西区を中心とした近隣地域

【実施日時】 10:00～16:00 の希望時間（ただし最高2時間まで）

【事業の対象者】 地域に居住する高齢者・ひとり暮らし世帯、支援を必要とする居住者

【収 益】 840 千円（生活支援サービス料70,000円×12ヶ月）

【費 用】 2,120 千円（ボランティア報酬70,000円×12ヶ月＋事業従事職員給与70,000円×12ヶ月＋会議費30,000円＋通信運搬費50,000円＋事務費30,000円＋消耗品費30,000円＋家賃20,000円×12ヶ月＋水道光熱費5,000円×12ヶ月）

<補足>

前年度の事業実績を踏まえ、利用者数および事業運営体制の状況を検証した上で、事業内容および実施方法の見直しを行う。

翌年度においては、生活支援サービスの利用件数の安定化、事務体制の効率化および経費の適正化を図ることにより、収支の均衡を目指した事業運営を行うこととする。

これにより、地域における生活支援の提供を継続的かつ安定的に実施していく。

初年度活動予算書

特定非営利活動法人ウエストねっと

成立の日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	850,000	910,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	150,000	150,000	
3. 受取助成金			
受取民間助成金	300,000	300,000	
4. 受取補助金			
受取民間補助金	100,000	100,000	
5. 事業収益			
地域・生活支援事業収益	470,000	470,000	
6. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	50,000	50,000	
経常収益計			1,980,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
ボランティア報酬	470,000		
事業従事職員給与	576,000		
人件費計	1,046,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
通信運搬費	30,000		
事務費	30,000		
消耗品費	30,000		
家賃	200,000		
水道光熱費	50,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	370,000		
事業費計		1,416,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
事業従事職員給与	192,000		
人件費計	192,000		
(2) その他経費			
宣伝広告費	60,000		
通信費	150,000		
事務費	20,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	50,000		
保険費	20,000		
交際接待費	10,000		
雑費	32,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	402,000		
管理費計		594,000	
経常費用計			2,010,000
当期正味財産増減額			▲ 30,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			▲ 30,000

令和9年度活動予算書

特定非営利活動法人ウエストねっと

成立の日から令和10年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	1,150,000	1,210,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3. 受取助成金			
受取民間助成金	300,000	300,000	
4. 受取補助金			
受取民間補助金	100,000	100,000	
5. 事業収益			
地域・生活支援事業収益	840,000	840,000	
6. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	84,000	84,000	
経常収益計			2,734,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
ボランティア報酬	840,000		
事業従事職員給与	840,000		
人件費計	1,680,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
通信運搬費	50,000		
事務費	30,000		
消耗品費	30,000		
家賃	240,000		
水道光熱費	60,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	440,000		
事業費計		2,120,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
事務従事職員給与	240,000		
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
宣伝広告費	60,000		
通信費	150,000		
事務費	20,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	50,000		
保険費	20,000		
交際接待費	10,000		
雑費	34,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	404,000		
管理費計		644,000	
経常費用計			2,764,000
当期正味財産増減額			▲ 30,000
前期繰越正味財産額			▲ 30,000
次期繰越正味財産額			▲ 60,000